

阿農振第151-5号  
令和7年1月16日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

阿見町長 千葉 繁

市町村名 (市町村コード)	阿見町 084433	
地域名 (地域内農業集落名)	島津 (上島津・下島津・南島津)	
協議の結果を取りまとめた年月日	(第1回)	令和6年11月19日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

水田は担い手が多く水稻とレンコンによる土地利用がされている。水稻とレンコンが隣接することで、他の地区同様、水が抜けない、除草剤や肥料の問題等が課題とされる。  
畠地は耕作放棄地を解消し、農地として活用されている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

水田は担い手も多く存在し、引き続き耕作していく。  
水稻とレンコンが隣接している箇所については、農地の入れ替えも難しいため、現状の耕作とし、除草材や泥水等の問題には互いに協力して取り組む。  
また、ナガエツルノゲイトウが地内で広がらないよう、地区内の情報共有や対策を講じる。  
畠地は荒廃化が進まぬよう、現在の担い手による耕作を維持する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	103 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	103 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域内の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村や農業委員会、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
有用な情報等があれば、活用を検討し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畠地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】